

2017年10月23日

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 神津 里季生
(日本労働組合総連合会)

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

<人的控除の控除方式について>

- 所得再分配機能の回復、簡素な税制の構築、社会保障制度における給付との関係を踏まえた検討という視点に立ち、以下の見直しを行うべきである(次頁イメージ図参照)。
 - ①控除方式は所得控除から税額控除に変えることを基本とする
 - ②配偶者控除などは扶養税額控除に統合する
 - ③振り替えできる項目は社会保障給付や各種の支援施策に振り替える
- また、累進性強化に向けた税率構造の見直しについても議論を深める必要がある。

<働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方について>

- 「雇用的自営」について、そもそも使用従属性が高いにもかかわらず労働者として扱われていない者が相当数存在していること自体が問題であり、これらの者について給与と所得者に準じた扱いとするアプローチを検討すべきである。
- 「所得計算上の控除」と「人的控除」は、それぞれが重要な役割を担っている。したがって単純にそれらをトレードオフするのではなく、諸控除の見直しが与える影響・効果を丁寧に検証すべきである。
- 働き方の多様化、あるいは増加する非正規労働者の実態を踏まえれば、所得税の所得再分配機能を強化する観点から、欧州などで見られる低所得者への給付を含む就労促進型の給付つき税額控除の導入を検討すべきである。
- 特定支出控除について、進展する技術革新への対応などで学び直しの必要が高まっていることなどに鑑み、対象範囲の拡充を検討すべきである。
- 公的年金等控除には、担税力の調整に加え、複数の疾病に伴う医療・介護等の自己負担など高齢者に特有の必要経費への配慮という性格もある。したがって、控除のあり方を検討する際には、現役世代の負担実態とのバランスとともに、前記の要素も踏まえるべきである。

<老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方について>

- 退職所得控除については、勤続年数による格差が存在することで、様々な理由で短期間に離職を余儀なくされる者が不利であることや、勤続20年前後の者において弊害が生じていることから、勤続年数にかかわらず一律(例:年60万円)とすべきである。

以 上

(参考)

人的控除の組み替えについて (イメージ)

現行制度(所得控除)	改革の方向性		(税額控除)			
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得制限	
基礎控除	38万円	33万円	税額控除化し実質的に増額	3.8万円	3.3万円	なし
配偶者控除	38万円	33万円	扶養税額控除に統合			
扶養控除			所得制限を設けた税額控除			
0 ~ 15歳	児童手当(振替済)			16 ~ 69歳		あり (平均所得 以下に設定)
16 ~ 18歳	38万円	33万円	高校実質無料化(振替済)	3.8万円	3.3万円	
23 ~ 69歳	38万円	33万円	●子育て支援策、児童扶養手当の拡充等 ●就労支援、 第2のセーフティネットの整備等			
特定扶養控除			教育費税額控除を分離、 残りは扶養税額控除に統合	新設:教育費税額控除(年齢制限無し)		
19 ~ 22歳	63万円	45万円	奨学金の拡充等	2.5万円	1.2万円	なし

※連合は、現行の税率構造を維持する場合、基礎控除(38万円の所得控除)を3.8万円の税額控除に変えることを提案している。また、住民税(33万円の基礎控除)を3.3万円の税額控除に変えることを提案している。

※ の枠囲みは税制から社会保障給付に振り替えるもの 出所:連合「第3次税制改革基本大綱」